

第17回浜岡地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和6年6月6日（木）13：30～14：45

2. 場 所

静岡県庁 別館5階 危機管理センター西側及びTV会議

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、
- (2) 関係自治体等 : 静岡県、静岡県警察本部
- (3) オブザーバー : 御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、
袋井市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、森町
中部電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 沖田推進官、林田補佐、伊藤補佐、相馬専門官、
吉田主査、原田防災専門官

4. 議 題

- (1) 浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応について
- (2) 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について
- (3) その他

5. 配布資料

- ・資料1「浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応について」
- ・資料2「令和6年能登半島地震を踏まえた対応について」
- ・資料3「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」

6. 概 要

- (1) 浜岡地域の避難計画の充実化に向けた対応について
 - 内閣府から資料1に基づき、今後の緊急時対応取りまとめに向けて、関係自治体に対し、引き続き、広域避難計画の具体化・充実化に向けた対応をお願いした。
 - 藤枝市から、UPZ内の社会福祉施設の避難先施設をあらかじめ探しておく必要があるか、質問があった。それに対し、内閣府から、静岡県の広域避難計画を踏まえ、静岡県があらかじめ避難先の都県等と調整した避難先候補入所施設の情報に基づき、UPZ内にある入所施設及び避難元市町が避

難先候補入所施設に受入要請し、避難準備が整ってから当該入所施設へ避難することとなるため、必ずしも避難先入所施設まで定めておく必要はない旨説明した。

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について

○内閣府から資料2に基づき、令和6年能登半島地震を踏まえた対応（志賀地域における被災状況調査、原子力防災対応の強化、原子力災害対策指針及び防災基本計画の修正の方向性、今年度の訓練の考え方）について説明した。

○内閣府から、志賀地域における被災状況調査において、①基本的な避難ルート②孤立地区の状況③放射線防護施設の損傷状況について、調査結果を共有するとともに、原子力発電所の立地地域においては、「複合災害」を想定して「緊急時対応」を取りまとめ、あるいは取りまとめに向けて検討中である旨説明した。

○内閣府から、今年度の訓練の考え方について、能登半島地震を踏まえた、適度な負荷をかけた訓練や、一部箇所においては、孤立地区からの救助や指定避難所等への住民移動などの実動訓練について、検討してほしい旨説明した。

(3) その他

○原子力規制庁から資料3に基づき、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームを設置し、屋内退避の開始時期や対象範囲のあり方、実施継続期間等といった論点の検討状況について説明があった。

○藤枝市から、地震による家屋の倒壊等により家屋での屋内避難ができない住民の避難先である指定避難所が、損傷により避難できない場合の対応について、質問があった。それに対し、内閣府及び原子力規制庁から、家屋が倒壊等した場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避することとなるが、当該避難所等での屋内避難が困難な状況であれば、国及び自治体が避難経路や避難手段等について確認・調整等を行ったうえで、地震に対する避難行動を優先しつつ、30 km圏外の広域にあらかじめ定めている避難先へ速やかに避難する旨、説明した。

○菊川市から、作業部会において、関係自治体の状況等を情報共有してほしい旨の意見があった。それに対し、内閣府から、関係自治体の意見を聞いて相談しながら改善できるようにしたい旨説明した。

○内閣府から、作業部会における議論の透明性確保の観点より、作業部会に関係する地方公共団体が作業部会と同様の構成員による意見交換等の実施を希望する場合には、作業部会として対応することについて説明した。

○静岡県から、緊急時対応の位置づけ等について質問があった。それに対し、

内閣府から地域防災計画や緊急時対応の違い等について説明した。

以 上